

デジタル社会・新産業創出調査特別委員会の設置について

- 1 本議会に委員 11 人以内をもって構成するデジタル社会・新産業創出調査特別委員会を設置する。
- 2 議会は、デジタル社会・新産業創出調査特別委員会に対し、次の事件を付託する。
 - (1) デジタル社会に関する調査
 - (2) 新産業創出等に関する調査
- 3 デジタル社会・新産業創出調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。